

令和 6 年第 2 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 6 年 3 月 1 1 日（月曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	熊谷隆一君	２番	村田薫君
３番	鈴木正洋君	４番	藤原政春君
５番	高山茂雄君	６番	高橋邦武君
７番	深澤均君	８番	伊藤福章君
９番	高橋正和君	１０番	泉美和子君
１１番	深沢義一君	１２番	熊谷良夫君
１３番	澁谷俊二君	１４番	長谷川幸子君
１５番	鈴木良勝君	１６番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員会 委員長	高橋正尚君
農業委員会 農事局長	佐々木龍悦君	教育長	栗林守君
教育推進監	青谷千里君	教育推進課長	佐々木寿人君
生涯学習課長	大澤修君	代表監査委員	高橋信雄君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前 10 時 00 分）

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第 1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、5 名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇熊 谷 良 夫 君

○議長（森元淑雄君） はじめに、12 番、熊谷良夫君の一般質問を許可いたします。熊谷良夫君、登壇願います。

（12 番 熊谷良夫君 登壇）

○12 番（熊谷良夫君） 通告に従いまして一般質問を行います。

転勤などで町外から転入した方に、一日も早く美郷町の文化や自然に親しみ、その魅力を感じていただきたいという思いから提案いたします。

転入手続の届けを提出に来た時点で、町内観光地などのパンフレットと一緒に町内施設の無料券を贈ってはどうでしょうか。あったか山やサン・アールなどの 1 泊券や東嶽邸などの入場券を世帯の人数分進呈して、美郷町内の施設を利用していただき、早く美郷町になじんでいただきたいと思います。

また、美郷のよさを知ってもらい、町外の知人に宣伝していただくよい機会ではないかと思いますが、町長の見解をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

転入する方への対応ですが、転入手続を行っていただく際に提出いただく事前調査用住民異動届によって美郷町に初めて転入される方、あるいは世帯であることが分かった場合、これまでは美郷町まちづくりガイドや防災ハザードマップの配付、防災ラジオを貸与してきておりますが、令和6年2月からは、新たに町の指定ごみ袋をきちんと認識していただくためのサンプル提供と、ごみの出し方に関する冊子を配付しているところです。

一方、転入や転出といった手続に際しては、配慮しなければいけない事情をお抱えの方もいらっしゃると思いますので、町を知っていただくための各般の取組が、必ずしも喜んでいただけるとは限らないということにも、私どもは留意することが必要ではないかと存じます。

また、長らく町民としてお住まいになっていらっしゃる町民との公平性に鑑みた場合、転入者に対するサービスの施策目的と、その内容の妥当性について十分な検討が必要なものと存じます。そのため、ご提案の記念品等の贈呈については、現段階では実施する考えを持っておりません。

ただし、町内を積極的にPRすることの必要性は認識いたしますので、転入手続時に、任意にお持ち帰りできますように、戸籍窓口に観光パンフレットを配置することとし、町内外の方との会話時の情報とすることで、町になじむとともに町の情報発信につなげていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○12番（熊谷良夫君） それでは次の質問に移ります。

昨年7月に発生した秋田市を中心とした広範囲な水害で、秋田市の補助金制度を利用した復旧工事を行ったときの経験で、ちょっと違和感を覚えたので、美郷町ではどうなっているかと調べてみました。

例えば、令和6年度施政方針でも触れていましたが、備品整備にも支援を拡充する地域活動拠点整備事業で、工事などの事業が完成して役場に提出する実績報告書と、役場に対する請求書とともに完成写真、領収書を添付するよう書かれています。一般的に自治会組織が補助金を利用して集会所などの整備を行う場合、施工業者から見積もりを取り、積立金の利用や各戸への負担金などの資金計画を立てますが、役場からの補助金が入ってくることを前提としたものとなっていると思われます。それが、一時的にせよ全額支払わなければならないとすると、借入金の発生など資金計画に大きな狂いが生じてきます。使い勝手のよい制度にするために、発注者側の完成検査後に、施工業

者から請求書を受け取った段階で、町への補助金請求ができるような制度にすべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助金については、地方自治法第232条の2において「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されております。町では、この規定に基づくとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律を踏まえ、美郷町補助金等の適正化に関する規則を定めるとともに、ご質問の補助金に係る美郷町地域活動拠点整備事業費補助金交付要綱を制定し、地域活動拠点の整備等についてお支払いをもって補助事業の完了とし、実績報告を頂いた上で、補助対象経費の範囲内で補助金を後払いする仕組みとしているところです。

一方、美郷町補助金等の適正化に関する規則第7条の2には「補助金等の交付の目的を達成するため必要があると認められるときは、補助金を概算払により交付することができる」と交付の特例を規定しております。この規定により、令和2年度は1件、令和3年度は4件について概算払いをしてきているところです。ただし、美郷町財務規則の規定により、事業完了後速やかに精算手続が必要で、その事務手続ももちろんしていただいております。

補助金の定義等を踏まえますと、交付は法令等に従い、一定の手続をもって適正に行うべきですので、請求書をもって補助金交付することはできず、事業資金に課題等を有する行政区に対しましては、概算払制度について周知してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問はありますか。（「ありません。これで終わります」の声あり）

これで、12番、熊谷良夫君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） おはようございます。通告に基づきまして、3温泉の今後について一般質問をいたします。

町には、それぞれ特徴を持った3つの温泉施設があります。千畑温泉には宿泊施設とプール

があり、六郷温泉にはドッグラン付きのコテージが併設されています。仙南温泉はキャンプ場やスキー場に隣接しています。

人口1万8,000人弱の町に3つの温泉施設がある状況は、人口などの規模から見て適正量を超えていると思います。美郷町公共施設等最適化実施計画では、源泉の枯渇または温泉施設機能維持のため根幹に係る改修が必要になった場合は、温泉施設としての機能を廃止するとなっています。

しかし、「根幹に係る回収」がどれほどの金額を指しているのかははっきりしません。それに、どの施設も地域の人々が集う憩いの場となっているため、廃止の話が出たとすれば、地域エゴが吹き出し噴出し、もめる可能性もあります。利用している温泉の廃止を不安に感じている町民も少なからずいます。温泉の将来の在り方を示すべき時期が来ているのではないのでしょうか。

そういったことから、次の3項目について質問をしたいと思います。

1つ目、湯温と湯量の経年変化、今後の予測は。

温泉施設の説明板によると、源泉の温度は千畑温泉が43.0度、六郷温泉が50.6度、仙南温泉が42.1度となっています。全国にある平成初期に掘削された温泉の中には、湯温の低下や湯量の減少などにより廃業に至ったところも多いと聞きます。3温泉の湯温と湯量について、現在までの経年変化はどうなっているか、これから先、源泉の能力低下が心配されることはないのか、お伺いします。

2つ目、将来につながる設備投資を。

3温泉では、毎年改修工事が行われていますが、部品の交換など現状の性能を維持するための工事が多い印象を受けます。将来を見据えた施設の能力を高める投資も必要と考えます。

まずは雷対策です。仙南温泉は、令和2年と5年に落雷の被害を受け、修繕費にそれぞれ約760万、約610万円を要した上、令和2年は修理のため1か月以上も休業しています。

地球温暖化の影響により、雷は増加の傾向にあります。雷が落ちやすいであろう高い位置に3温泉は立地しており、周辺は観光レジャーに利用されています。施設だけでなく、周辺の安全性も向上させるという観点からも、避雷針や避雷器などを用いた雷対策を強化すべきではないでしょうか。

また、西仙北ぬく森温泉湯ユメリアや砂丘温泉ゆめろんは、国などの補助金を活用し、もみ殻を燃料とするバイオマスボイラーを導入しました。高騰している灯油の使用量を抑えられ、CO₂の排出抑制、農家のもみ殻処理費用の軽減にもつながるという多面的なメリットがあり

ます。バイオマスボイラーの導入を検討されてみてはいかがでしょうか。温泉の湯でなくても、地下水を沸かせば公衆浴場は運営できます。また、よそから運んできた運び湯で営業している温泉施設も多くあります。様々な可能性を検討し、将来につながる設備投資を行ってほしいと考えております。

3つ目、今後の温泉の在り方を示す長期計画を。

美郷町公共施設等最適化実施計画は、令和8年度までを対象期間としています。必要に応じて見直しを実施するとしています。これまで2回、見直しが行われました。3温泉の運営には、年間4,000万円の補助金が投じられています。温泉が壊れたときに存廃を考えるのではなく、10年程度の先を見据えた運営の方向性を示す長期計画をつくるべきではないでしょうか。仮に、施設の廃止が想定されるとすれば、その判断を行う時期も明記する必要があると思います。今後の温泉の在り方を示す長期計画の策定について、ご所見をお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、温泉の湯温と湯量の経年変化、今後の予測についてですが、10年に1度実施が義務づけられた、温泉法に基づく成分分析調査の結果では、千畑温泉サン・アールは、平成25年12月9日時点で43.0度C、10年後の令和5年12月25日時点では42.2度Cでした。また、六郷温泉あったか山は、平成26年12月2日時点で50.6度C、施設調べになりますが、9年後の令和5年11月11日時点で51.0度Cでした。なお、あったか山については、令和6年度中に法に基づく分析調査を予定しております。湯とびあ雁の里温泉は、平成19年10月12日時点で43.5度C、10年後の平成29年3月21日時点で42.1度Cでした。気温や調査環境によって、1度から2度上下することはあり得ることですので、源泉温度について著しい変化はないと判断しております。

次に、湯量についてですが、源泉はポンプによって揚湯と停止を日々繰り返すために、源泉井戸の正確な湯量を把握するには、一定期間ポンプの稼働を停止する必要があるとのことで、もし停止させれば、もちろん営業に支障が生ずることとなり、安易には実施できません。また、営業開始から各般の原因で揚湯ポンプを更新してきておりますが、その際の更新ポンプは、その時点で製造されているポンプであるため、全く同じ性能のポンプとは言えず、経年変化を厳密に比較することは困難と言わざるを得ません。

井戸の深さを踏まえたポンプ設置位置で適正な湯量が確保されていれば、温泉供給は可能ですので、その視点で見ると、3温泉は全て安定的に温泉を供給できている状況であり、また源泉能力す

なわち揚湯量の継続的な確保については、予見し得るデータがないため判断が難しい旨を揚湯ポンプ取扱事業者からも伺っておりますので、引き続き注意深く推移を把握してまいりたいと存じます。

また、近年は、井戸自体の老朽化により鉄管さびや異物が見られ、源泉ポンプの故障の原因になっている状況もありますので、こうした点も、引き続き注視してまいりたいと存じます。

次に、設備投資についてですが、3温泉は、平成4年度から6年度にそれぞれ営業を開始しており、いずれも30年程度経過しているため、施設の老朽化に伴う配管や設備の損傷がしばしば発生しており、現状性能を維持するための対応は欠かせないものとなっております。

他方、お客様の利便性向上に向けては、トイレ等蛇口の自動水栓化や宿泊室への温水供給、ドッグランつきコテージの整備、Wi-Fi設備の整備などを行ってきているところです。

こうした状況の中、施設の雷対策についてですが、建築基準法第33条の規定に「高さ20mを超える建築物には有効に避雷設備を設けなければならない」とありますが、本町の施設はいずれもこの基準にははまりません。令和2年及び令和5年の湯とぴあ雁の里温泉への落雷については、いずれも施設への直撃雷ではなく、施設近傍への落雷により地中埋設の電力線に雷電流が伝わり、施設設備に影響を与えたものです。したがって、避雷器で完全に防ぐことは困難である旨を電気設備工事事業者より確認しております。

また、避雷針については、設置することで落雷の可能性が高まるため、地中に雷を逃がすための導線確保や電力線への影響回避のための各種設備の配置、周辺の樹木や電柱などの高さを考慮した一定程度の高さ確保など、整備に係る各種課題が多く、費用対効果の点で課題があるため、現在のところ考えておりません。

また、バイオマスボイラーについてですが、既存のボイラー設備をバイオマス熱供給設備に切り替えることについて、脱炭素化と燃料コストの削減の観点から、令和5年10月より情報収集に努めているところです。

一方、30年近く経過した施設は、改修に多額の負担が伴うことが予想されること、バイオマス燃料の安定的かつ継続的な確保などの課題もありそうですので、引き続き情報収集し、切替えの可否について結論を得ていきたいと考えております。

次に、温泉の今後の在り方を示す長期計画の策定に関するご提案についてですが、議員ご承知のとおり、現在の美郷町公共施設等最適化実施計画は、令和8年度までの計画となっております。もう数年で次期計画の策定を検討していくこととなりますが、人口規模を踏まえると、3温泉保有は適正を超えている旨の議員ご発言も踏まえ、施設設備の老朽化状況、体験型・滞在型観光等への関

連増、公費負担の許容性などを総合的に検討し、次期計画策定の中で温泉施設に対する対応方針を定めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） まず3温泉の源泉の能力ですけれども、ご説明をいただきまして、大きな変化はないということが分かりました。地域住民の中では、私の入ってる温泉が将来どうなるんだろうかと不安に感じられている方もいらっしゃいましたので、こういった情報提供がされることによって、ちょっとまずは一安心なのかなというように感じました。

温泉施設ということで、現在は商工観光課の担当になっていきますけれども、観光客だけでなく地域住民が多く使っている、地域の人たちが集う場になっているということもありますので、地域住民の健康増進のための施設、そしてまた地域の人たちが交流するための施設というような位置づけを優先して、例えば温泉に行くと健康になるというような形で、これまでとはちょっと違う温泉の活用方法というのにも考えられるのではないのかなと私は思います。

今現在、商工観光交流課だけでなく、例えば福祉保健課ですとか、あとは生涯学習課なども一緒になって、今後の温泉活用ということについて創造的なプランをつくっていただければと思うわけですが、松田町長、その点について一言ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、温泉施設については町民の福利厚生という観点で設置してきております。そのため、現在高齢者に対し、温泉施設を利用してもらうことで健康を維持していただきたいということで、温泉利用助成券を発行しているところですので、そういう観点で既に行っているということにご理解をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◇高 橋 邦 武 君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） 通告に基づき、未来を見据えた行政経営について、一般質問いたします。

人口減少、少子高齢化の進行や、公共施設等の老朽化などの課題が顕在化する一方で、ライフスタイル・価値観の多様化やデジタル技術の急速な進展など、社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

国では、総務省自治行政局市町村課に行政経営支援室を置き、地方公共団体の行政改革の推進について、必要な助言、その他の協力を行うことにしています。県では、昨年4月に総務部総務課を行政経営課に改組しており、その目的は、多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化に的確に対応し、将来にわたって適切に行政サービスを提供できるよう中長期的な視点に基づき、ソフト、ハードの両面から効率的、効果的な行政運営を推進していくためとしています。

町では、平成18年3月に行政経営プランを策定しており、慣例的に事務事業を処理するという単なる行政運営から脱却し、町の総合計画に基づき、職員全員が組織目標を共有した上で各課が主体的な取組を展開する行政経営へ変革するとしていました。その仕組みとして、目標管理制度を手法とする美郷町マネジメントシステムを採用し、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルを回すことにより、町民に信頼される行政経営の実現を目指したものと思いますが、行政経営プランに取り組んだ結果をどのように評価しているのか、お伺いいたします。

また、職員の人事評価制度の実施に当たっては、目標管理制度を活用して、難易度、達成度により評価する業務評価と、職務上の行動を能力、規律の両面により評価する能力評価の2つの指標を用いており、評価結果は翌年度の勤勉手当の勤務成績区分と昇給区分に反映させていますが、目標管理の取組を通じどのような効果があるのか、お伺いいたします。

次に、第3次美郷町総合計画では、まちづくりの基本目標の一つとして、質の高い行政経営を進めるまちを掲げ、行政サービスの向上を重点施策としており、重点事業にはデジタル化の推進を挙げています。

今般、DX推進基本計画案が示されましたが、基本方針の一つである住民サービスの向上では、行政手続のオンライン化や、書かない窓口のシステムを令和6度に導入、稼働することとしています。地方公共団体に対する申請、届出等の行政手続は、対面による紙申請から非対面のオンライン申請にシフトするとともに、その対応が難しい住民を中心に、対面でも書かせないことが求められる中、全国的に窓口業務改革の動きが広がっていますが、住民記録、地方税、社会保障、教育、子育て支援など、町のオンライン化の状況についてお伺いいたします。

次に、職員数については、平成17年度から定員適正化計画を策定し、定員管理を推進しており、職員配置の見直しや会計年度任用職員の活用などにより定員と人件費を削減してきました。令和4

年２月には、第４次の定員適正化計画を策定し、住民サービスの維持向上を図るため、行政需要の動向を見定めながら適正な職員配置を行い、効率的かつ効果的な組織体制を確立する必要があるとしています。当該計画の目標職員数は令和８年４月で216人としており、同５年４月では、目標214人に対し実績207人となっています。この乖離は、早期退職者の増加等により、目標職員数を上回る削減があったことを示していますが、今後の採用者数を増やして計画に沿った職員数の確保を目指すなど、将来に向け安定的な組織運営を図るため、定員の適正管理をどのように推進していくのか、お伺いいたします。

最後に、職員構成やワークライフバランスに関する職員の意識の多様化が進む中、働きやすさと働きがいを感じられる職場づくりを推進していくためには、管理監督職員による適切なマネジメント、すなわち経営・組織を管理する業務が一層重要になってきます。県では、昨年４月からプレイングマネジャーの職とする「班長」に代えて、専任の職である「チームリーダー」を設置しており、マネジメントをより重視したポストであると明確にすることにより、管理監督職員としての意識改革を図り、組織としてのマネジメント力のさらなる向上につなげていくこととしています。併せて、「班」の名称を「チーム」に改めており、行政経営と組織管理の観点から、町にチームリーダーを設置することについて、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町行政経営プランについては、目標管理制度を手法とした美郷町マネジメントシステムの構築と、優先して着手すべき分野別行動計画の２つで構成され、平成18年３月に策定しました。この行政経営プランに基づき、平成18年度に目標管理の制度設計や職員向け説明会を開催し、平成19年度は管理職、班長クラスへの導入、平成20年度には一般職、技能労務職への導入を経て、平成21年度より本格実施しております。この取組により、行政経営の目標を明確にし、その目標を組織内で共有して職務を遂行するとともに、業務の実績を把握、確認し、それを次年度の目標につなげる、いわゆる業務に関するPDCAサイクルの習慣化を職員に認識させることができたと考えております。

また、その結果でもあると考えておりますが、総合計画策定時の町民アンケートの行財政運営状況に関する問いに、「満足」「やや満足」と回答した町民が、平成26年度調査では89.4%、平成29年度調査で92.3%、平成30年度調査で91.5%と、各調査で９割前後の評価をいただいていることも、これに取り組んだ結果ではないかと私は考えております。

また、人事評価の実施については、国では、国家公務員法等の改正により、平成21年4月から本格実施となりましたが、地方公務員については、地方公務員法等の一部改正により、平成28年4月からの本格実施となりました。人事評価制度については、先ほど議員のご説明にもあったとおり、目標管理制度を活用して評価する業績評価と、職員の能力、規律によって評価する能力評価の2つの指標を用いて行いますが、美郷町では早期から目標管理制度を実施してきたことから、人事評価制度の導入についても比較的スムーズに導入することができたと感じております。

その効果についてですが、職員が職務遂行に関して能力や業績を把握することで自らを評価することになり、結果、能力開発や自己研さんにつながったと考えられること、また、その過程で上司等と面談を行うことで、職場のコミュニケーション活性化も図られたと考えられること、さらに、行政経営プランと併せて制度化した職員提案制度において、これまで1,238件の職員提案があり、組織の活性化につながったこと、と認識しております。

次に、町業務のオンライン化については、令和5年3月に「美郷町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」を制定して、行政手続に関する条例、規則等を個別に改正することなくオンライン化を可能としているとともに、現在策定作業中の美郷町DX推進基本計画において、オンライン等による住民サービスの向上の具現化に取り組んでいることは、議員ご承知のところでは。

具体的には、国のデジタル・ガバメント実行計画で地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として指定している48件、町独自の手続84件、合計132件のオンライン化を目指している中で、令和5年3月末時点では、住民記録関係のオンライン化実施済み件数が1件、地方税関係が13件、教育・子育て支援関係が8件、入札参加申込み等その他手続が7件で、合計29件で実施済みとなっております。オンライン化率では22%となります。

さらに、令和7年度末までに住民記録関係で7件、地方税法関係で2件、社会保障関係で22件、教育・子育て支援関係で11件、職員採用試験申込みや各補助金申請などその他手続で61件、合計103件の行政手続のオンライン化を計画しているところです。

行政手続のオンライン化が進まなかった要因の一つに、現在、県と共同利用している電子申請システムが利用しにくく、加えてオンラインでの決済機能がないことが挙げられます。令和6年度においては、県との共同利用システムが更新時期を迎えることから、行政手続の支払いを含めて、全てオンラインで完結できる電子申請システムの導入を町独自で行うことと予定しており、引っ越しや子育て支援など、生活の様々な場面で必要となる行政手続が、いつでもどこでも行える環境を整備したいと考えております。

次に、職員の適正管理についてですが、定員適正化計画において、令和5年4月現在で目標職員

数214人に対し実績207人となっていることは、議員ご指摘のとおりです。これは、早期退職者の増加に加え、学生優位の売手市場が続いていることなどがあり、思うように採用側が望む人材が集まらないなどのためです。

職員採用試験については、令和3年度より、その実施時期及び試験内容を変更するなどして優秀な人材確保に努めているところで、具体的には、受験方法については都合のよい日時、会場を予約し受験できるテストセンター方式に変更し、県外在住の受験希望者でも受験しやすい1次試験体制にするとともに、その実施時期も受験者数を確保しやすくするため、時期が後半にならないよう9月から6月に前倒ししているところです。また、令和6年度においては、一般行政職で高校卒業程度の試験区分、障害者の試験区分を新たに設けて実施する予定であり、こうした取組を通じ、多様で優秀な職員確保に努めてまいりたいと存じます。

なお、令和9年からの新たな定員適正化計画では、人口減少やDX推進に伴う効果等を踏まえ、その内容の見直しを検討してまいりたいと考えているところです。

最後に、チームリーダーの設置ですが、職員のマネジメントの重要性についてはかねてより認識しており、そのため、さきに述べた目標管理制度の実施や自治研修におけるマネジメント研修などを通じ、その能力開発に努めてきたところです。

他方、議員ご説明の県のチームリーダー制度は、従前からの県の管理職である部長、次長、参事、課長及び政策監の下に新たなマネジメント職を設けるもので、美郷町のような小規模自治体においては、職員数や給与体系などに鑑みて現実的ではないと考えております。現在の町の組織体制においては、業務に係る総合マネジメントは管理職が主に担っており、班長職については、引き続き分掌事務を持ちながら、所属班員のマネジメントを行うことで円滑な業務推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 民間企業だけでなく経営という視点につきましては、市町村にとっても非常に重要であると思っております。美郷町が質の高い行政経営を進めるまちということを目標にしていることは、評価できる点でございます。その目標に向かって町の施策に取り組んでいく中で想定される課題としては、巷間よく言われるヒト・モノ・カネではないかと思います。

去る3月1日発行の広報美郷に来年4月採用予定の職員採用試験の要項が掲載されておりましたが、公務員試験対策不要の教養試験など、以前とはさま変わりしているという印象でございます。

これは、民間企業の採用活動の活発化等によりまして、公務員の志望者が減少しているということが背景にありまして、専門職を中心とする人材の確保がますます厳しくなることが予想されています。そうなれば、現在の正職員の能力向上が必要になるわけですが、県職員との合同研修など各種研修はもとより、人事評価における面談、あるいはリーダーとしての意識改革といったものが重要になってくるのではないかと思います。

それから、「モノ」としては、公共施設の維持管理、更新費用の増加が挙げられますけれども、町では公共施設等最適化実施計画によりまして対応しているということでございます。今後は、デジタル技術の活用のほかに県や民間との連携強化が、課題の解決に向けた方策になってくるというように思っております。

最後に、「カネ」の問題が一番大きいわけですが、人口減少の進行に伴いまして地方交付税も中長期的には減少しますので、県市町村とも今後は一層厳しい財政運営が想定されております。健全な財政を維持するためには、経常的経費の削減を継続するとともに政策的経費のバランスに配慮することが求められるのではないのでしょうか。

町長には、社会経済情勢の変化を踏まえた適正規模の行政経営について、ご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員からご紹介ありましたヒト・モノ・カネについては、議員がおっしゃったとおりだと私も共通認識であります。その上で、適正規模の財政運営については、現在の美郷町の財政の状況が必要に応じて財政支出しておりますし、その財政支出を支えるために、特定財源の確保を見据えながら取組を重ねております。

また一方で、予見できない支出に対して対応できるように、一定規模の基金も積んできており、そういう意味では、美郷町の現在の人口に適した財政規模で美郷町としては展開しているものと認識しております。

今後の人口減少に備えた適正財政規模は、その時点における社会要求、社会ニーズ、住民要求、住民ニーズが、どういった観点で展開されていくかによって、歳出内容並びに歳入確保といった部分が動いていくものと存じますので、将来を規定するような部分では難しさが伴うわけですが、その時点その時点で見える将来を見据え、適正さを意識しながら財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番、高橋邦武君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

はじめに、女性の視点からの防災について伺います。

毎年のように、自然災害が起き、全国各地で大きな被害をもたらしています。今日3月11日は、東日本大震災から13年となりますが、復興庁によると全国の避難者は2万9,328人となっています。東京電力福島第一原発事故は、いまだに収束の見通しも立っていません。また、1月1日に発生した能登半島地震の被災地では、今も多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

これまで発生した阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震などの過去の災害を通じて、災害時の避難場所の運営などにおいて、女性の視点の必要性が認識されるようになってきています。2016年に内閣府防災局の避難所運営のガイドラインが発表されてから、自治体で男女共同参画の視点で防災が意識され、取り組まれ始めました。

避難所生活で女性から見た課題として、トイレや更衣室などの設置場所に伴うプライバシーの確保に関する問題や、女性用品や育児・介護用品の不足、固定的な性別役割分担、例えば炊き出しは女性の仕事というような固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込みが招く女性への過度の負担、DVや性暴力などが起こるリスクが増すことなどが挙げられます。こうした状況を改善するため、災害対応や防災の政策決定をするプロセスへの女性の参画推進が重要な課題となっています。

そこで伺います。美郷町地域防災計画の中で、指定避難所の適切な運営を行うとして、女性や子供などの安全に配慮することなどが示されていますが、町の地域防災計画において、女性の視点や意見はどう反映されているのでしょうか、お聞かせください。

2022年の内閣府の調査によると、全国1,741市区町村のうち、防災担当部署に女性職員がいない自治体は61%、男女共同参画の視点からの防災研修の未実施は83%に上るという結果が出されています。災害時あるいは災害復興について、女性の意見が反映されるためには、災害対策決定の場や防災活動の場に女性が参画できる仕組みづくりが必要だと思いますが、いかがですか。防災は、日頃からの意識啓発や訓練が重要なことは言うまでもありません。女性が参加しやすい防災活動の工

夫や、避難場所運営訓練などに女性の参加を呼びかけるべきではないでしょうか。

東日本大震災を教訓に、災害時に地域のリーダーとなる女性を育てる動きが広がりを見せています。2016年の熊本地震では、約4割の自治体が避難所で女性更衣室や授乳室を設置していなかった。その一方、女性リーダーがきめ細かな対応をした避難所もあったことが、内閣府の調査で分かっています。地域の各団体と連携して女性防災リーダーの育成をするべきではないでしょうか。見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町地域防災計画については、令和5年3月に見直しを行い、計画目的の中に男女共同参画の推進を掲げ、男女双方の視点や高齢者、障害者などに配慮した防災対策を進めることとし、美郷町防災会議委員21人の中には女性委員が1名いらっしゃり、女性の視点の意見反映につなげているところです。

なお、女性委員が少ないのは、委員選出基準を各組織の役職に充てているためです。現在の委員は、令和6年12月で任期満了となりますので、次の委員選出に当たっては、可能な範囲で女性委員の割合が高まりますよう、その選出基準等について改めて検討してまいりたいと存じます。

次に、各般の対策議論への女性参画についてですが、現在、役場管理職の職員で構成される災害対策本部員は、23名中、女性は2名となっており、災害発生の可能性が極めて高いときには、時間に関係なく対策本部員を招集し、適切な災害対応、対策を迅速に行ってきたところです。

また、現場対応する町職員は88人中32人が女性で、災害現場や避難所、救援所の女性の声を含む現場の要望や意見などは本部に報告し、それを反映できる体制となっております。こうした体制は今後も維持してまいりたいと存じます。

次に、防災活動等への女性参画についてですが、令和4年10月、美郷町総合防災訓練を行い、北ふれあい館にて自主防災組織より24人、うち女性は4人が参加して避難所設置訓練を実施したほか、令和5年6月に湯竹地区自主防災組合においては39人、うち女性14人が参加して土砂災害を想定した避難訓練を実施しております。

また、令和2年度以降、感染症拡大防止のために中止してきた自主防災組織の研修も、6年度からは再開することとしており、その際には女性の参画を促しながら、地域における災害へ備える機運の醸成に努めてまいりたいと存じます。

なお、町地域防災計画では、防災訓練において女性の参画を推進するとともに、避難所を開設し

た場合の運営ルールについても、施設管理者側から押しつけるのではなく、自主防災組織や女性の代表者からの声を聞いて決定していくなど、女性等の視点を取り入れた対策を行うこととしているところです。

次に、女性の防災リーダーについてですが、町では、令和5年度より秋田県防災士育成事業を活用し、町民1人が防災士の資格を取得しているところです。防災士は防災・減災に対する十分な知識を有し、平時及び災害時の活動リーダーとして期待されるもので、男性女性ともに重要と存じますので、今後、防災士資格取得について広報や自主防災組織等へ広く周知するなどし、男性女性ともに防災リーダーの育成に取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 女性の視点を取り入れた計画などを行っているということですが、一つ、自治体職員や自治会長など、男性に対して女性の視点から災害対応に関する研修とか啓発を行っていくという、そういうこともすごく大事ではないかと思うんですが、その点をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、男性だから男性の立場で、女性だから女性の立場で、ではなくて、男性女性にかかわらず行政についての意見を伺う、あるいは意見を発するということが非常に重要ですので、それは当然のことと思います。それに関する研修等についても、研修の中で触れてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 学校給食費の無料化を求めて質問いたします。これまでも何度も質問しておりますけれども、ぜひ前向きのご答弁を期待するものです。

学校給食費の無償化が全国的に広がっている中、県内でも三種町や羽後町、横手市などのように、新年度から完全無償化や一部助成する自治体が増えています。物価高騰が続き、子育て世帯の経済的負担が増しています。町では、様々な面から子育て世帯の負担軽減につながる支援策を実施していますが、その中にぜひこの学校給食費の無償化を加えていただき、子育て応援のさらなるまちづ

くりへと進めてほしいと思うものです。町としても、子育て世帯の負担軽減を図り、子育て応援の立場から、ぜひ学校給食費無償化をするよう求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、物価高騰の中、保護者が負担する給食費では給食の栄養バランスや質、量を維持することが困難と判断し、令和4年9月議会において給食材料費増額を提案、その増額分を保護者負担に求めず町予算にて対応しており、実質的に給食費の一部助成を実施してきております。

また、令和5年度においても同様に約800万円を予算措置するとともに、令和6年度においては、小中学生の給食1食当たり35円、1人当たり年間約7,000円を食材費高騰対応として支援することとし、約750万円を上乗せ計上し、引き続き実質的な一部助成を提案しているところです。

なお、経済的な理由で生活が困窮していると認められたご家庭の給食費については、就学援助費の中で対応しており、保護者からのご負担はいただいております。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る施策としては、高校生までの医療費無償化や、小学校、中学校に入学する新入生1人当たり3万円を支給する入学祝金事業に加え、令和6年度からは、新たにゼロ歳から2歳までの保育料の無償化、在宅で育児をしている保護者を対象に1人当たり月額5,000円を支給する在宅子育て支援給付金事業及び小中学校の特別支援学級等に在籍している、支給要件を満たす児童生徒の保護者を対象に支給する特別支援教育就学奨励費事業に係る予算を当初予算案に計上しているところです。

なお、学校給食費の無償化を行うには、令和6年度予算案に計上している一部助成分の約750万円に加え、さらに約6,100万円の一般財源措置が必要となります。施策として継続的に実施していくためには、この大きい財源をどの分野からどれくらい捻出するのか、裏返しますと、どの分野でどういう施策を圧縮するのか、その見通しが必要となります。そのため、財源捻出の見通しについて十分な検討が必要です。

一方、政府では、令和5年6月に、次元の異なる少子化対策を実現するための政策として、こども未来戦略方針を閣議決定しております。その中で、学校給食費の無償化の実現に向けて、全国ベースでの実態調査を速やかに行い、その結果を1年以内に公表し、その上で小中学校の給食実施状況の違いや、法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしております。実際、文部科学省からの給食に関する実施状況調査等も、より具体的な内容となっており、国として学校給食費の無償化について調査検討が進めている状況にあると認識しているところ

です。そのため、学校給食費の無償化については、国の検討及び方針決定を踏まえ、対応していくべきものと考えているところで、今後の国の動向を注視してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。

○10番（泉 美和子君） 再質問ではないんですが、いいですか。

○議長（森元淑雄君） 泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 本来は国が行うことがもちろん一番いいことだと私も思いますが、他の自治体では、国がやるのを待たずして、いろいろ子育て支援策としてこういう施策を行っています。

それで、今、国の施策と相まってどの自治体でも子育て支援策がいろいろ拡充されています。そういう中で、町で若者の移住定住支援促進なども掲げているわけですが、そういう中で、若い子育て世代の人たちが、この美郷町では学校給食費も無償化しているんだとなれば、移住定住の選択肢の一つになると思うし、そこで呼び込みもできるのではないかと私は考えます。ぜひ、そういうことで今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員おっしゃる部分も理解いたします。ただ、一方で若い世代が給食費無償だからの1点について居住地を選ぶということもないということも否定できないと思いますので、美郷町では給食費無償化以外の部分では、他自治体がやっていないことも実施しております。総合的に勘案し、美郷町が若い世代の移住定住に、他自治体にも劣っていると認識しておりません。どうかご理解をお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時56分）

（午前11時05分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） 通告に従い一般質問いたします。

学校で行われている健康診断について、一般質問いたします。

学校においては、児童生徒が学校生活を送るのに支障がないか疾病をスクリーニングし、健康状態を把握するため、学校保健安全法第13条により義務づけられている健康診断を毎年4月から6月の間に実施しています。

学校での健康診断をめぐっては、近年、全国的な問題として、教育委員会に児童生徒から、聴診器が胸に当たって不快な思いをした、なぜ肌を見せなければならないのかなどの意見が多数寄せられ、上半身裸で待機することや、異性の教員が立ち会うことへの疑問など、その実施方法に懸念の声が上がっています。

そのような状況の中で、文部科学省は今年の1月、健康診断について正確な、診察に支障のない範囲で、原則上半身裸ではなく体操服などで体を覆うなど、子供たちのプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うよう通知を行いました。

具体的には、健康診断の服装などについては今まで特に定めがなく、地域や学校で運用が異なっていたため、正確な検査や診察に支障がない範囲で、上半身裸ではなく体操服やタオルで体を覆い、配慮するよう求めました。

また、検査や診察の際は囲いなどで個別スペースをつくり、ほかの子供から体が見えないようにし、原則、子供と同性の教職員が立ち会うことなどを例示しました。診察では、成長段階に多く見られる背骨の病気の確認で背中を直接見たり、心臓の異常の有無の確認のため、直接聴診器を当てたりすることなどがあると例示し、体操服や下着などをめくって診察する場合や、聴診器を当てる場合があることを、学校が事前に子供や保護者に説明するよう求めました。

また、文部科学省は自治体に対して、地域の医師会と健康診断の実施方法を協議し、周知するよう求め、日本医師会にも今回の通知内容の周知を依頼しました。

これらの内容に示されたとおり、プライバシーなどに配慮された安心できる環境で、正確な検査、診断を受けることができる健康診断の実施が、本町の子供たちにとってもとても重要なことと考えます。

そこで1点目、本町の健康診断の現在の状況についてお伺いします。併せて、今回の文部科学省の通知について、本町内の学校に周知したか伺います。

2点目、本町において、地域の医師会と健康診断の実施方法について協議されるのかを伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守君 登壇）

○教育長（栗林 守君） ただいまのご質問にお答えします。

1点目の本町で行われている健康診断につきましては、各学校において、児童生徒等の健康診断マニュアルに沿って正確な検査、診察を実施しているところですが、令和3年3月26日に文部科学省から「児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査における留意点について」、令和6年1月22日に「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」が出されましたので、これらを各学校に周知し、児童生徒のプライバシーや心情に配慮するように求めています。

検査、診察における具体的な対応については、文部科学省からの資料を踏まえ、いずれの学校でも男女の別に配慮して、児童生徒の身体が周囲から見えないようについ立て等を用意するなど区切られたスペースを設置して、検査、診察を行っております。

また、養護教諭以外の教職員が検査に立ち会う場合には、同性となるように役割分担を調整しております。

検査、診察の服装については体操服や下着等を着たままで行い、内科検診では、原則体操服等の上から聴診器を当てて検査、診察をしております。また、正確な検査、診察のため、必要に応じて医師が体操服等の中に聴診器を入れたり、触診を行ったりすることについては、保健だよりなどを活用して児童生徒や保護者の理解を得るように配慮しております。

2点目の地域の医師会との健康診断の実施方法についての協議につきましては、医師会と教職員で組織する大曲仙北学校保健会や大曲仙北医療・教育行政懇談会、美郷町医療協議会など、医師会との協議の場が設けられております。令和5年4月には、医師である大曲仙北学校保健会会長より、学校健診時の衣服の着脱についてという通知が出され、学校健診の場では、学校医と学校側が十分な協議の上、児童生徒の不利益にならないように衣服の扱いについて方針を定めるよう求めています。それを受けて、各学校では学校医と十分協議しながら進めております。

また、健康診断を担当する町内小中学校の養護教諭の部会でも、この件について協議が行われており、児童生徒の多様性を考慮した対応の在り方について今後も継続して検討していくこととして

おり、これからも様々な機会を捉えながら、医師会、学校、教育委員会の意思疎通を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 続きまして、AEDへの三角巾の配備について。

AED、自動体外式除細動器は、倒れている傷病者に電気ショックを与え、拍動を回復させる機器です。自動的に心電図を解析して電気ショックが必要かどうかを判断し、音声で必要な対応を指示してくれるので、一般の人でも簡単に確実に操作することができるようになっています。AEDを活用することで、これまで救急隊の到着を待つだけでは救えなかった命を救命しようという動きが広がっています。しかし、胸をはだけて電極パッドを肌に直接貼るため、傷病者が女性の場合、使用をためらう人も多いことが課題となっています。

この課題を解決するために、AEDと一緒に女性のプライバシーを保護する三角巾を配備する自治体が増えています。この三角巾は、救急処置における包帯処置として止血に必要な圧迫、創傷部を空気に触れないようにする被覆、打撲や骨折、骨折箇所を安静に保つための固定に使われています。三角巾を用いることで、ちゅうちょすることなく素早い救命活動につながります。

茨城県龍ケ崎市では、三角巾の配備とともに、迅速にAEDを手配できるよう市防災アプリに設置場所を示す機能を追加しました。アプリを起動し、地図上に表示されているAEDを選択すると、現在地からの経路を検索できるということです。命を守るこのような取組は、大変重要と考えます。

そこで1点目、町内に設置されているAEDの台数は何台あるのか、伺います。

2点目、AEDに三角巾の配備をするか、伺います。

3点目、AEDの設置場所を示すアプリの作成のお考えがあるか、伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

AEDは、議員ご説明のとおり、けいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態の心臓に対し電気ショックを与え、正常なリズムを戻すための医療機器で、平成16年7月より医療従事者でない方でも利用できるようになりました。その結果、AED設置台数が増加し、それに相まって心停止患者の救命者数が増加したとの論文もあるようです。

他方、令和元年に京都大学などの研究グループが行った調査では、全国の学校でのAED使用の男女差について、小中学校では有意な差は認められなかったものの、高校生では、男子生徒の使用率83.2%に対し、女子生徒では使用率55.6%と大きな差があり、肌を出すことに抵抗があったのではないかとの報告がなされています。

そこで、ご質問の町内に設置されているAEDの台数についてですが、町公共施設では35施設に42台設置しているところです。なお、民間事業所の設置については把握しておりません。

次に、2点目のAEDに三角巾を配備することについてですが、現在は配備しておりません。女性のプライバシーを配慮しつつ、救命率の向上を期す観点から必要なものと認識し、町公共施設に設置している全てのAEDに対し、本年度中に三角巾を配備してまいりたいと存じます。

最後に、AEDの設置場所を示すアプリの作成についてですが、美郷町は小さい自治体ですので、町民においては大体の町公共施設の所在場所は知っているものと存じます。そのためどの公共施設にAEDが配置されているのかが分かれば、緊急時には最寄りの施設に向かうものと思いますので、誘導するためのアプリは不要と考えております。

ただし、どの公共施設にAEDを配置しているのかについては、早急に提示する必要があるものと認識いたしますので、できるだけ早い時期に町ホームページのトップページに町公共施設のAED設置箇所一覧を掲載し、情報拡散するとともに緊急時の迅速な対応に資してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）長谷川幸子君の再質問を許可いたします。

○14番（長谷川幸子君） 町施設に設置している台数が分かるということでしたけれども、町の各事業所とかそういうところの把握は、本当にできないのでしょうか。町の施設にあるということが分かっている、倒れられた場所がもっと近いところにAEDがあれば、もっと早く処置ができるんじゃないかと思いますので、町の事業所とかのAEDの配置場所も分かれば、もっと救命につながるのではないかと思いますので、その把握はしていただけないのでしょうか。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

民間事業者について把握することは不可能ではございません。ただし、そうした情報を載せることが、事業者から賛同を得られるかどうかは不確かですし、事業所がどういう時間帯に事業所を開いているのかによっても不要な混乱を与える懸念もありますので、町公共施設のように開館閉館時

間がはっきりしているところではない民間事業者のＡＥＤ設置箇所を、町の公共施設と一緒に掲示することの是非については、十分な検討が必要なものと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

3月13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時20分）